

## 宗像市ふるさと寄附事業 PR 業務事業者選定委員会設置要領

### (趣旨)

第1条 宗像市ふるさと寄附事業 PR 業務を行う事業者の適正な選考を行うため、宗像市ふるさと寄附事業 PR 業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について調査、審査する。

- (1) 「企画提案書等」に基づく提案者の適合性
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3条 委員は次に掲げる職にあるものをもって組織する。

- (1) 経営企画部長
- (2) 財政課長
- (3) 秘書政策課長
- (4) 商工観光課長
- (5) 有識者

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、経営企画部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、財政課長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議の招集及び表決)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政課ふるさと寄附推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるものの他、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和4年6月27日から施行する。